

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和元年 11 月 1 日 (金) 第 9 1 4 9 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (331) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	公共測量の実施 (332) (県土総務課) . . . . . 2
	貸付金の元利償還金の収納事務の委託 (333) (教育委員会事務局人権教育課) . . . . . 2
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (文化政策課) . . . . . 2

# 告 示

## 鳥取県告示第331号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
米子西クリニック	米子市彦名町1480-3	令和元年9月30日

### 2 薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有限会社増谷慶一郎薬局元町店	境港市元町1797	令和元年9月30日

## 鳥取県告示第332号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和元年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 令和元年10月10日から令和2年3月27日まで
- 3 作業地域 八頭郡若桜町都市計画区域

## 鳥取県告示第333号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 委託の相手

ニッテレ債権回収株式会社

### 2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県進学奨励資金（奨学生決定番号4100215）及び鳥取県育英奨学資金（奨学生決定番号412057、4151134、4161068、4171193、4181044、4181612、4191054、4191098、4191328、4191516、4201583、4211612、4211661、4211734、4211789、4221025、4221114、4221157、4221527、4221645、4231127、4231333、4231409、4231442、4231532、4231535、4231587、4241463、4251095、4251239、4251544、4251561）

### 3 委託期間

令和元年10月23日から令和2年2月29日まで

# 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成

7 年政令第372号。以下「政令」という。) 第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |                                                                                                                          |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量         | 米子コンベンションセンター中央監視装置等更新業務 一式                                                                                              |
| 2 契約方式             | 随意契約                                                                                                                     |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 令和元年8月13日                                                                                                                |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 島根電気株式会社<br>島根県松江市東本町五丁目63                                                                                               |
| 5 契約金額             | 35,090,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）                                                                                            |
| 6 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。(政令第11条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県地域づくり推進部文化政策課<br>鳥取市東町一丁目220                                                                                          |